立川市内にお住いのみなさまへ

受付開始
令和8年
4月1日から
（水曜日）

予算が上限に達したため、
令和8年度の
申請受付は終了しました。

最大
5万円
補助対象工事費の1/2
※千円未満切り捨て

既存住宅
断熱改修費補助金

※予算が上限に達し次第終了します。

国・東京都の
補助金と
併用可能

断熱改修の効果

- ✓ 省エネ性能の向上
- ✓ 結露対策もできる
- ✓ 快適な室温
- ✓ 防音性の向上

対象となる住宅の種類

以下の「既存」住宅が対象です。

- ■ 戸建住宅
- ■ 店舗との併用住宅
- ■ 集合住宅

補助対象となる工事

市内事業者に発注する以下の工事が対象です。

- ■ 窓・ドアの断熱建材への改修
- ■ 外壁・天井・床の断熱材への改修

補助金を申請できる方

※対象住宅の所有者で、次の要件を全て満たしている方

1. 市税等を滞納していないこと
2. 補助対象住宅の所有者全員の同意があること
3. 同一の補助対象住宅について、同一の補助金の交付を受けていないこと
4. 令和９年２月２８日（日）までに工事を完了すること
5. 区分所有者の方は集合住宅等における規約等に違反しないこと

立川市環境資源循環部環境政策課ゼロカーボン推進係
電話番号：042－523－2111（代表）内線2243,2244

予算が上限に達したため、令和８年度の申請受付は終了しました。

申請手続きの流れ

改修中、改修済の工事については、本補助金の交付申請はできません。**必ず交付決定を受けた後に工事を開始**してください。

1 業者から工事の見積もりを取る

必ず**市内に事業所等を有する**民間事業者に依頼すること。
※市では業者の指定や紹介は行っていません。

2 申請に必要な書類を準備する

申請に必要な書類及び様式は市ホームページ（下記二次元コードより参照）から入手できます。

3 補助金の交付申請をする

4 交付決定通知が届く

5 工事を開始する

令和9年2月28日(日曜日)までに**工事を完了**すること

- 対象工事の内容に**変更が生じる際は、必ず立川市へご連絡**ください。
- 完了報告時に、補助対象工事箇所の**「施工前」「施工後」の写真が必要**です。

6 完了報告に必要な書類を準備する

完了報告に必要な書類及び様式は市ホームページ（下記二次元コードより参照）から入手できます。

7 完了報告をする

8 補助金額の確定通知が届く

確定通知書と併せて「補助金交付請求書（第１０号様式）」を同封します。

9 請求書を提出する

「補助金交付請求書（第１０号様式）」受領後、速やかにご提出ください。

10 指定口座にお支払い

書類の提出先

場所 〒１９０-８６６６　立川市泉町１１５６-９
立川市環境政策課（庁舎２階７９番窓口）

日時 午前８時３０分から午後５時まで
（土・日・祝日を除く）

持ち物 必要書類一式、ご印鑑
※ 代理の方が手続きする場合は、「手続代行者選任届」が必要です。

＜注意事項＞

- 提出書類に不備や不足があった場合は、受付できません。
- 工事の内容に変更が生じる際は、必ずご連絡ください。
- 工事の内容によっては、追加書類を求める場合があります。

補助金に関するホームページ

申請書類の様式、申請受付状況等を掲載しています。
右記二次元コードより最新情報をご確認ください。